業務委託特記仕様書

業　務　名：令和８年度　首里金城の大アカギ樹勢回復業務委託
履 行 場 所：那覇市首里金城町３丁目 18，20
履 行 期 間：令和９年３月 31 日まで
業 務 概 要：樹勢回復業務　一式
※対象樹木等は別紙参照

第1条　本特記仕様書は、那覇市市民文化部文化財課（以下、「発注者」という。）が発注する「令和８年度　首里金城の大アカギ樹勢回復業務委託」に適用する。

第2条　本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び関係諸法令に基づき実施しなければならない。

第3条　本特記仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定する。

第4条　本業務において関連する最新の仕様書、参考図書等があれば、確認の上それらを用いること。また、関連する基準を遵守すること。

第5条　本業務の受注者は契約後、履行期間の着手日に着手届、主任技術者届を提出し、契約締結後１４日以内に業務計画書及び業務工程表を提出しなければならない。

第6条　主任技術者は、一般財団法人日本緑化センターの樹木医登録者名簿に登録された樹木医とし、樹木に対して十分な知識及び能力のある者とする。

第7条　業務計画書には、下記事項を記載する。
①業務概要　②実施方針　③業務工程　④業務組織計画
⑤打合せ計画　⑥使用する主な図書及び基準　⑦連絡体制
⑧使用する主な機器　⑨その他

第8条　業務組織計画には、担当技術者又は協力者の分担業務分野、具体的な業務内容、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、平成 28 年４月以降の当該分野における主な業務の実績、手持業務の状況を明記すること。

第9条　受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、登録内容の変更があった場合は変更があった日、業務完了時は完了後、それぞれ 10 日以内に、発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

第10条　現場調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は、受注者が責任をもって処理することとする。

第11条　本業務において発注者が必要とする部分の成果品を履行期間内においても期限を定めて請求できるものとし、又、発注者が必要と認めた場合は、業務内容の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、発注者に従わなければならない。

第12条　業務完了検査は、原則として履行期間内に行うものとする。

第13条　検査の結果、実測及び成果物に不良個所があった場合は、速やかに訂正を行い、再提出すること。

第14条　成果品引渡後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。

第15条　受注者の責任において、関係者とも十分な調整を行い、見落としのない報告書を作成する。

第16条　受注者は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第17条　本設計業務にあたり、環境配慮仕様書の環境配慮事項について調査し、業務において配慮すること。

第18条　（暴力団員等による不当介入の排除対策）

①請負者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

②暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
③暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
④排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

第19条　（那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策）
①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、契約時に別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。
②受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「１次及び２次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
③受注者は、直近上位発注者に対し、別紙誓約書兼同意書を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
④受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。

第20条　（業務内容）
本業務では、次の業務を行う。
（１）対象樹木
国指定天然記念物　「首里金城の大アカギ」５本
（別紙　配置図）
（２）準備工
土壌改良箇所付近の樹木の剪定・清掃、樹木状況の確認。
人力による堆肥 60 袋（完熟牛糞堆肥 C/N 比：20～25）搬入。
記念物 5 本の周囲に各施工穴（5 本で 60 箇所）の位置出し。
（施工穴位置については、別紙参照）
※樹木医の指導のもと、実施すること。
（３）土壌改良工
大アカギ周囲に 5 本で 60 箇所の縦穴式土壌改良工を樹木医指導のもと行う。（内 46 箇所は割竹挿入）

（４） 液肥散布

大アカギ１本（No.1）周囲の土壌改良された穴上に、ハイポネックスを 2000 倍に希釈した溶液及びメネデールを 200 倍に希釈した溶液を混合し 10 回散布する。月 2 回程度各穴上に散布する。

※樹木医の指導のもと、実施すること。

※液肥散布の希釈に必要となる水は受注者にて用意すること。

（５） 報告書の作成

着手前・着手中・着手後の写真等のとりまとめ。

（６） 打合せ協議（２回）

下記の時期に打合せ協議を行う。協議内容及び結果については、受注者が打合せ記録を取る。

①業務計画書及び業務工程表提出時

②報告書とりまとめ後

※樹木医の指導のもと、実施するものとする。

※土壌改良工に伴い、過去に磁気探査を実施していない箇所については磁気探査を実施すること。

第21条　本業務では、当該箇所の特性を十分理解した上、対象樹木及び管理者の立場で将来の維持管理、安全性及び地域環境保全を考え、最大限の効果が得られるように処方を検討する。

第22条　本業務では発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行い、影響する事項を確認してから業務を行うこと。協議を行った場合は、その内容について議事録を作成し、発注者へ提出すること。

第23条　受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。又、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を発注者に報告すること。

第24条　本業務の成果として、提出するものは次のとおりとする。

（１）報告書（Ａ４フラットファイル綴じ）：２部

（２）電子データ（CD-R）　：１部

（３）その他発注者が必要とみとめられるもの　：必要部数

※電子データ（CD-R）の提出について

オリジナルデータ及びＰＤＦの２種類を作成すること。